工事検査ワンポイントアドバイス
「注意改善すべき点（過去の工事検査事例から）」

工事検査通信　No.90
発行：　R6年8月30日
出納局　工事検査課



前回は、工事検査で不適合工事とならないための注意点をいくつか教えていただきましたが、過去の工事検査で特に気になった点について何かありますか？



はい。幾つかありますが、「出来形管理」について気になった点があります。
「出来形管理」については、「受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。」（共通仕様書土木工事編（以下「仕様書」）Ⅱ－Ｐ３）となっていますが、測定値が１０点以上あるにもかかわらず「出来形結果表」しか作成されていないものがありました。
測定値が１０点以上ある場合には、「出来形管理図表」の作成が必要になりますので注意が必要です。書類の漏れが無いか検査前に再度確認することが重要です。（別紙資料①）



わかりました。



このほか、「工事の種類、規模、施工条件等により、土木工事施工管理基準によりがたい場合、または基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。なお、協議が行われていない場合は設計値以上を原則とする。」となっていますので、工事施工前の施工管理計画段階から注意が必要です。施工計画書への記載だけではなく、事前に協議を行い、規格値等を定めておくことが重要です。（別紙資料①）



わかりました。



また、施工箇所が点在する工事について、「施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。」（仕様書Ⅱ－P4）となっています。（別紙資料②）
点在工事の場合に、施工箇所毎ではなく全体延長等で測定基準を設定してしまうと、測定値数不足となる場合があるので注意が必要です。



わかりました。その他に何かありますか？



測定箇所数について、「「〇〇につき１ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数を測定」となっているので、表計算ソフトの自動計算等により四捨五入してしまうと不足する場合があるので注意が必要です。（別紙資料②）



自動計算は便利ですが、見落としがちですね。測定値数不足とならないために参考となるものはありますか？



はい。「施工計画書作成の手引き（土木工事編）」P17（別紙資料③）に記載例がありますが、施工数量を踏まえ、規格値、測定基準、測定箇所や測定回数などを施工計画書に明記することが重要です。



わかりました。他に何かありますか。



今年５月に、工事に関する提出書類の簡素化ガイドラインが策定されましたが、そのうち竣工図に関する省略可能事項についてです。



どのようなことでしょうか。



はい。設計図書にない展開図（法面展開図や管割図等）については、竣工図としての提出は不要になりましたが、植生工や側溝工（管渠）については、出来形管理基準がありますので、出来形結果表や出来形管理図表は必要になります。（別紙資料④）



わかりました。ありがとうございました。以上の点に留意して適切な施工管理を実施していくようすすめます。

＊＊

●本日のポイント

施工管理においては、共通仕様書土木工事編Ⅱ　P3～4「土木工事施工管理基準」の記載内容をよく確認しましょう。

また、施工計画書は「施工計画書作成の手引き（土木工事編）」などを参考に作成し、仕様書の管理基準によりがたい場合や規格値等が定められていない場合は、事前に協議を行い、決めておくことが重要です。

【登場人物の設定】　〇福島県 出納局 工事検査課



：唐井(ｶﾗｲ)検査員



：渋井(ｼﾌﾞｲ)検査員